

豚コレラ発生農家等に対する資金支援事業を創設します

県では、平成 30 年 9 月に岐阜市内で発生した豚コレラを踏まえ、融資相談窓口を設置し、関連資金の融資制度を周知してきたところです。

このたび、平成 31 年 3 月 25 日から、本病の発生により経済的に深刻な影響を受けた養豚業者に対する支援策として、金融機関等から資金を借り入れる場合に、農家が負担する利子や保証料の補給を新たに行うとともに、経営再開時に国の融資制度を活用する場合にも、県が利子補給を行い、農家の負担軽減を行います。

記

1 豚コレラ緊急対策資金について

発生農家及び移動制限・搬出区域内農家に対し、国の手当金等の交付までのつなぎ資金「豚コレラ緊急対策資金」を創設します。

県が当資金の利子補給及び保証料補給を行うことで、農家は無利子、保証料なしで借りることができます。

なお、農協へ申し込まれる方は、県に代わり岐阜県信用農業協同組合連合会が保証料助成を行います。

○豚コレラ緊急対策資金（県制度資金）

融資対象者	発生農場及び移動制限・搬出区域内農家のうち、国からの手当金等の交付を受けることができる者
融資額	国からの手当金等見込額を参考に県が認める額
融資期間	1年以内（ただし、手当金等の交付までの一定期間内）
融資利率	1%（ただし、県が全額利子補給）
保証料率	借入金額に対し 0.47%（ただし、県が全額保証料補給または岐阜県信用農業協同組合連合会が全額保証料助成）
資金用途	運転資金等
融資機関	県内農業協同組合等取扱金融機関

2 家畜疾病経営維持資金について

国の融資制度である「家畜疾病経営維持資金」を借りた農家の金利負担をなくすため、県が利子補給を行うことで、農家は無利子で借りることができます。

なお、農協へ申し込まれる方に対しては、岐阜県信用農業協同組合連合会の保証料助成があります。

（例：経営再開資金、経営継続資金の場合）

基準金利	利子補給率		末端貸付利率
	国	県	
1.50%	0.75%	0.75%	0.00%

※金利は H31.3.20 現在

※金利は毎月変動するが、末端貸付利率はゼロとする

○家畜疾病経営維持資金（国制度）

資金の種類	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
融資対象者	発生農家 家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	移動制限・搬出制限区域内 家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者	移動制限・搬出制限区域外 豚コレラの発生に伴う豚肉等の価格低下、出荷減少等により経営維持が困難となった生産者のうち、一定の要件を満たす者
融資額	個人 2,000 万円 法人 8,000 万円	肥育豚 1 頭あたり 13,000 円 繁殖豚 1 頭あたり 26,000 円	
融資期間(据置)	7 年以内(3 年以内)		
融資利率	無利子（国制度及び県利子補給後）		
対象経費	飼料費、家畜購入費、畜産経営に要する器具及び消耗品等購入費、雇用労働費、その他畜産経営の再開、継続又は維持に必要な経費（運転資金）		
融資機関	県内農業協同組合、銀行、信用金庫等		